

論点に対する回答

分野	地方公共団体への税・公金納付のデジタル化
省庁名	デジタル庁、総務省
<p>論点 1 公金納付について（デジタル庁、総務省）</p> <p>事業者が地方公共団体へ納付する「公金」は、地方公共団体毎にバラバラな納入告知書や納入通知書を用いた金融機関窓口での納付により行われている現状があり、デジタル技術を活用した改善が求められている。</p> <p>本年 2 月の規制改革推進会議デジタル基盤ワーキング・グループ（以下、WG）を踏まえ、本年 6 月の規制改革実施計画では、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。（略）地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。</p> <p>【令和 4 年度末までに結論を得ることを目指し、結論を得た論点から速やかに措置】</p> </div> <p>が決定された。</p> <p>上記を受け、経済界からは「（略）実現時期について、2022 年度末までに確実に成案を公表すべきである※」との提言がなされており、一層の取組が求められているところ。</p> <p>※ 一般社団法人日本経済団体連合会「2022 年度規制改革要望」より抜粋</p> <p>以上を踏まえ、次の点について御回答いただきたい。</p> <p>【論点 1 - ①】</p> <p>「検討を行う体制」の立ち上げ状況について御説明いただきたい。公金納付については、総務省・デジタル庁のみならず、その他関係府省でも多数の所掌分野が含まれており、関係府省の参加に向けた協議状況についてもご説明いただきたい。現時点で体制が整備されていない場合、その理由及び立ち上げに向けた今後の想定されるスケジュールを御教示いただきたい。</p>	

【論点 1－②】

「第 1 回デジタル基盤WG（令和 4 年 2 月 9 日）」から現在にかけて取り組まれた具体的内容を御教示いただきたい。

【論点 1－③】

以上の論点を踏まえ、令和 4 年度末までに結論を得るに向けた今後の工程及び現時点の構想を具体的に御教示いただきたい。

【論点 1－④】

論点 1－③に関連して、公金を納付する事業者の経済活動上「地方公共団体共通の仕組の構築」が重要であると考えますが、本仕組みの構築の可能性如何。

また、手続の手法（窓口納付 or オンライン）を選択できるのは「公金を納付する事業者側」であるべきであり、地方公共団体ごとにその運用が異なることにより、地方公共団体によって異なる手続を強いられるような状況は好ましくないと考えるが、見解如何。

【回答 1－①～④】（デジタル庁と総務省の共同回答）

デジタル庁と総務省においては、本年 8 月に、eTAX を経由した公金収納に係る地方公共団体の希望を調査する等、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）を踏まえた取組を行ってきたところであり、この調査において、地方公共団体から eTAX を経由した公金収納に一定の希望があったことも踏まえ、公金収納に係る「地方公共団体共通の仕組の構築」として、地方公共団体が eTAX を経由した公金収納を行うことができることとする方向で検討を進めているところ。

今後は、近日中に、関係府省庁に対して各種公金に係る根拠法令及び当該公金の eTAX を経由した収納の可否に係る調査を発出するとともに、年内に、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁の参加を得て、関係府省庁連絡会議を開催することとしており、同会議において、地方公共団体が eTAX を経由した公金収納を行うことができることとするとの方針を令和 4 年度末までに決定できるよう、協議を進めていくことを予定している。

なお、事業者側の事務負担の軽減・効率化や利便性の向上の観点から、地方公共団体に対する公金納付の手続を統一化すべきとの指摘があるところ、地方公共団体の公金については、その種類や収納額の規模が様々であり、地

方公共団体から費用対効果も考慮すべきであるといった意見が寄せられていることも踏まえると、地方公共団体において、直ちに全ての公金についてeLTAXを経由して収納することとするのは、かえって地方公共団体の効率的な行財政運営の支障になりかねないことから（※）、まずは、地方公共団体がeLTAXを経由した公金収納を行うことができる環境を整備し、その導入を地方公共団体に促してまいりたい。

※ 例えば、以下の公金を納付する場合は挙げられる。

- ① 実地において使用の都度納付する公金
例：公民館や図書館等において納付する複写機の使用料
- ② 他の制度により収納事務や納付事務を私人に委託することが合理的である公金
例：博物館・美術館等の窓口において納付する入館料
- ③ 納付件数が少数である公金
例：恩給証明事務手数料、採石業者登録手数料

論点2 地方税について（総務省）

地方公共団体への地方税納付については、令和4年度税制改正において、eLTAXを用いた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段の拡大等が進むなど、一定程度の進捗が見られるところであるが、引き続き、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化が求められている。

以上を踏まえ、次の点について御回答いただきたい。

【論点2－①】

「第1回デジタル基盤WG（令和4年2月9日）」から現在にかけて取り組まれた具体的内容を御教示いただきたい。

なお、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）の実施事項における「納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていることの周知」についての実施状況も併せて回答されたい。

【回答 2－①】

<総務省回答>

まず、「納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていることの周知」については、

- ・ 令和 4 年 4 月 1 日の総務大臣通知「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」において、地方団体に対して、
「地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）については、納税義務者である事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきたい」旨、周知し、
- ・ さらに、令和 4 年 8 月 3 1 日に策定した税務システム標準仕様書【第 2.0 版】の公表時には、地方団体に対し、
「標準仕様書【第 2.0 版】に基づく基幹税務システムにおいては、【第 1.0 版】と同様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていること」等を周知しています。

また、地方税関係通知（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」の下に、実務者ワーキンググループを設け、今年の 3 月から検討を行いました。

実務者ワーキンググループのとりまとめを 9 月に策定し、このとりまとめを踏まえた議論を、同月から検討会本体においても行い、一昨日 11 月 8 日に、とりまとめ案を議論し、近日中に成案を公表予定です。

【論点 2－②】

地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化に向けた、今後の工程及び現時点の構想を具体的に御教示いただきたい。

【回答 2－②】

<総務省回答>

「地方税における電子化の推進に関する検討会」における議論の帰結として、

納税通知書等（課税明細書等の添付書類を含む）のデジタル化については、

- ・ 個人の納税者に対するものは、デジタル庁と連携しマイナポータルを活用した方法も含め検討し、具体化に向けた手法を模索すべき、
- ・ 法人の納税者に対するものは、デジタル庁の事業との連携は模索しつつも、eLTAX が法人に十分浸透している現状を踏まえ、eLTAX の次期更改が令和8年（2026年）9月であること等を念頭に、システムの構築を目指すべき、とされ、

また、納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、各種証明書など納税者等からの申告・申請に基づくものについては、eLTAX の活用を基本として可能なものから早期にデジタル化を実現していくことが望ましい、とされました。

この結論を踏まえ、今後予定されている eLTAX・マイナポータルの更改・改修スケジュールや、納税義務者等の利便性及び地方団体の事務負担等を考慮しつつ、これらのシステム等を活用して電子的に送付する仕組みを、地方団体、経済団体や金融団体等とともに、実務者ワーキンググループにおいて検討していくこととしています。